

保育利用（2号・3号認定）の保護者各位

札幌市子ども未来局長

## 新型コロナウイルス感染症における保育施設利用者の登園基準の変更等について

## 1 新型コロナウイルス感染症に係る登園基準の見直しについて（3月24日時点）

従来お示ししていた園児にお休みいただく基準について、以下のとおり見直いたしました。下表に該当する期間には、保育施設をお休みいただくよう、お願いいたします（利用者負担額（保育料）の日割り返還対象となります。）。

園への連絡事由	お休みいただく期間
① 登園している <u>お子様が感染した</u>	保健所による療養期間の間（注1）
②登園している <u>お子様が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」となった</u>	外出自粛（待機）期間（注2）の間
③登園している <u>お子様の同居の御家族が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」となった</u>	当該同居の御家族の外出自粛（待機）期間（注3）
④登園している <u>お子様に症状があり、保健所又は医師の判断によりPCR検査を受ける</u>	検査結果（陰性）が確認されるまで  ただし、お子様が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」と特定されていて、症状が出て検査を受けた場合には、結果が陰性であっても②のとおりにしてください。
⑤登園している <u>お子様の同居の御家族に症状があり、保健所又は医師の判断によりPCR検査を受ける</u>	検査結果（陰性）が確認されるまで  ただし、同居の御家族が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」と特定されていて、症状が出て検査を受けた場合には、結果が陰性であっても③の期間は送迎をお控えくださいますよう、お願いいたします。

（注1） 陽性者の療養期間については、保健所の指示に従ってください。

（注2） 外出自粛期間は、原則陽性者との最終接触日を0日目として7日間ですが、陽性者が同居家族で濃厚接触者となった場合には、保健所の指示に従ってください。

（参考：保健所 HP <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/noukousessyokusya.html>）

また、社会機能維持者であるか否かに関わらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除可能とされました。乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、お子様自身が濃厚接触者の場合には、7日間は待機となります（厚生労働省通知より）。

（注3） 注2後段のとおり、社会機能維持者以外も検査により待機期間の短縮が認められたことから、同居のご家族がこの検査により陰性が確認され、待機期間が解除された場合には、お子様も同時に登園可能となります。

## 2 園への連絡について

各施設では、保護者様からの情報をもとに、陽性者が発生した場合に備えて準備をしておりますので、以下に該当する場合、必ず園に御連絡ください。また、その際には園からのお子様や御家族の症状等の聞き取りに御協力ください。

ア 登園しているお子様が感染、又は「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」となった場合

イ 登園しているお子様又は同居の御家族が PCR 検査（※）を受けることになった場合

※ここでいう PCR 検査とは、保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものをいい、会社の指示で受けたなどの場合は含まれません。

## 3 園で感染者が発生した場合

利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合、陽性者が発症日の2日前以降に保育施設に登園（職員の場合は出勤）している場合など、施設内での感染拡大の可能性のあるときは、陽性者との接触者を特定するため一時休園（原則2日間程度）することとございます。「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」の特定が終わり次第、それらの方々と陽性者以外の方で、保育を再開いたします。

陽性者や「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」の人数が多く、職員体制が整わない場合などは、休園期間が長くなることがあります。

この休園対応については、札幌市と各施設で協議した結果に基づき、札幌市から要請するものとなりますので、あらかじめ御理解いただくとともに、休園する際の早めのお迎え等について御協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、休園する場合には、園から直接お知らせいたします。

## 4 お子様の体調管理等について

お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等の利用はできません。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

### 【担当】

子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係

電話：011（211）2986